

助成金を使って労働環境向上のための事業を実施しませんか？

「人材確保等支援助成金」(中小企業団体助成コース)は、事業協同組合が中小企業労働環境向上事業(傘下中小企業の労働環境向上のための事業)を実施したとき、**事業費の一部※**を助成する制度です。

※事業の実施に要した費用の**3分の2**

活用事例 1 食肉業界での事例

- **課題**：雇用の確保、採用者の定着の両方に課題があり、特に採用については知り合いからの紹介に頼るなど、閉鎖的な面があった。

〈労働環境向上のための事業を実施〉

- 労働条件改善の啓発を目的としたポスターの作成・配布
- 雇用管理改善の巡回相談会を実施
- 業界PRのための資料を、各種イベントで配布
- 雇用管理マニュアルの作成・配布
- モデル企業見学会の開催

など

活用事例 2 製造業での事例

- **課題**：応募者の確保が困難な状況が続き、傘下企業の約半数が採用計画を立てられていなかった。若年者の離職率も高い状況だった。

〈労働環境向上のための事業を実施〉

- 従業員アンケートによる雇用管理実態調査
- 組合パンフレット・クリアファイルの作成・配布
- 雇用管理についての意見交換会の開催
- 求人広告の新聞掲載
- 傘下企業向けに経営者および従業員の資質向上のための研修を実施

など

中小企業労働環境向上事業の内容

事業実施体制の確保が**必須**

- ・労働環境向上検討委員会
- ・労働環境向上推進員

の設置

必須

職業相談事業※の実施が**必須**

※専門の職業相談者による職業相談を実施することにより、従業員の職場定着を図る事業

どちらか
必須

必須

計画策定・調査事業	安定的雇用確保事業	職場定着事業	モデル事業普及活動事業
労働環境上の課題を把握するための調査・研究(従業員意識調査など)	安定的な雇い入れのために募集・採用に関する諸問題の改善を図る事業	労働者の職場定着に向けて雇用環境の諸問題の改善を図る事業	事業の効果についての実情把握および事業成果の普及のための事業

【助成対象となる事業の例】

- ・雇用管理改善の好事例集の作成
- ・雇用管理改善啓発のセミナーの開催
- ・モデル企業見学会
- ・異業種団体交流会
- ・雇用管理の相談会(管理者向け)の実施
- ・団体紹介のための新聞広告の掲載
- ・業界PRのための各種催物の実施
- ・集団説明会等共同活動の実施(合同会社説明会、学校訪問、職場体験学習、採用内定者と事業主との懇談会など)
- ・労働者のモラル向上のための事業(従業員表彰、技能コンクール、合同入社式など)
- ・事業成果の分析検討
- など

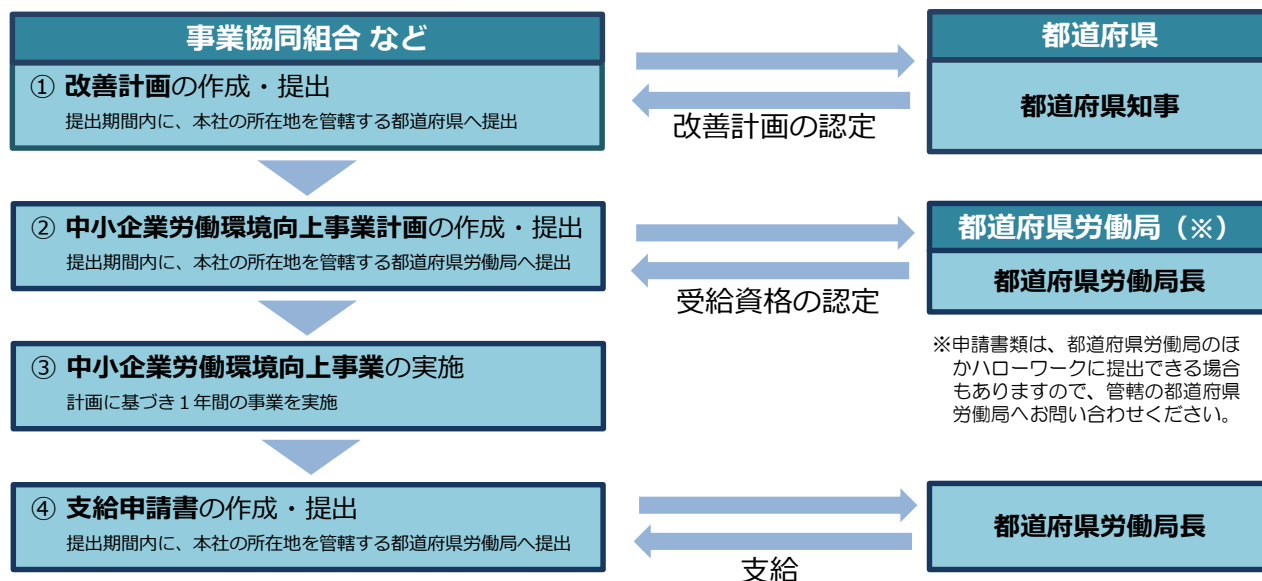
※1. 助成対象となるのは中小労確法に基づく改善計画の認定を受けた事業協同組合等に限定されます。

※2. 認定組合の規模に応じて、助成上限額が変わります。

詳しくは裏面へ！



支給申請の流れ



留意すべきこと

支給対象となる事業協同組合等※1の要件

- ✓ 改善計画※2を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業協同組合等
 - ✓ 構成員である中小企業者※3のために中小企業労働環境向上事業を行う事業協同組合等
- ※1 ①事業協同組合、②事業協同小組合、③協同組合連合会、④その他特別の法律により設立された組合及びその連合会のうち政令で定めるもの、⑤中小企業者を直接または間接の構成員とする一般社団法人
- ※2 中小労確法に基づき、事業協同組合等や中小企業者が雇用管理の改善に取り組むために策定する計画
- ※3 中小労確法及び政令に定める中小企業等

支給額

- 事業の実施に要した費用の3分の2の額が支給される。
- 認定組合等の規模に応じて限度額がある。

認定組合等の区分	大規模認定組合等 (構成中小企業者数500以上)	中規模認定組合等 (同100以上500未満)	小規模認定組合等 (同100未満)
限度額	1,000万円	800万円	600万円

申請先・お問い合わせ

助成金を受給するには、**都道府県労働局に受給資格認定申請を提出する必要があります。**
 ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課（助成金センター）までお問い合わせください。
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

人材確保等支援助成金

検索

